

目 次

第1編 社会的養育の推進に向けて	5
第2編 新しい社会的養育ビジョン	12
第3編 社会的養護の課題と将来像	19
第4編 里親制度運営要綱.....	32
第5編 里親委託ガイドライン	44
第6編 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)実施要綱.....	54
第7編 地域小規模児童養護施設設置運営要綱.....	57
第8編 児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱	59
第9編 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために.....	62
第10編 家庭支援専門相談員(その他5職種)の配置について	72

第11編	社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について.....	78
第12編	社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン.....	82
第13編	施設運営指針・里親等養育指針.....	88
1	児童養護施設運営指針.....	88
2	乳児院運営指針.....	96
3	情緒障害児短期治療施設運営指針.....	100
4	児童自立支援施設運営指針.....	107
5	母子生活支援施設運営指針.....	112
6	里親及びファミリーホーム養育指針.....	117
7	自立援助ホーム運営指針.....	126
第14編	福祉行政報告例の概況.....	129
第15編	児童養護施設入所児童等調査結果.....	131

【ご利用上の注意】

- ① この資料ダイジェスト版には、社会的養護に関する厚生労働省関係資料のうち、平成30年（前期）保育士試験の「社会的養護」で出題される可能性の高い内容を含む資料が掲載されています。

ただし、全資料の全文を掲載したのでは、試験対策教材としての独自の存在意義がなくなってしまうので、「社会的養護」の出題傾向と照らし合わせて、重要と考えられる部分を抜粋し、約140ページのダイジェスト版としてまとめ、さらに読みやすいように、重要と考えられる語句・文はゴシック体で表示しております。

重要と考えられる「里親委託ガイドライン」や「児童養護施設運営指針」、「里親及びファミリーホーム養育指針」などはできるだけ省略しないように掲載しておりますが、「社会的養護」の出題の仕方から考えると、省略されている部分から出題される可能性も否定できません。

この資料ダイジェスト版に掲載されている内容を優先して押さえたうえで、さらに万全を期したいという方は、厚生労働省HP > 「子ども・子育て支援」 > 「社会的養護」のページで、資料全文あるいは他の資料をご覧ください。

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html)

なお、各資料の内容は資料作成当時のものとなっており、最新の統計数字等と一致しない点があるので、ご注意ください。

- ② この資料ダイジェスト版を最初からそのまま読んでいくのは少々苦痛かと思われるので、まずは、他の教材（リベンジセットのポイント集・予想問題集や他社の問題集など）で学習していて、厚生労働省関係資料に関する内容に触れた際にさらに詳しい内容を調べる、その際に重要と思われる部分にマーカーやアンダーラインで色つけをしていき、ひと段落つくごとに通読してみる、という形で利用されるのがいいと思います。

そのようなプロセスを平成30年（前期）の筆記試験までにできるだけ繰り返すという形で学習を進めていっていただきたいと思います。

厚生労働省通知等の資料を読む際には、その資料の**目的・理念・方向性**（施設の小規模化、家庭的養護の推進、個別化などが多いと思います。）を常に意識し、「覚える」のではなく「**心で理解する**」ことを繰り返していただきたいと思います。そうすることで、万一、準備していない部分が出題されたとしても、無難に現場思考で対応できる可能性も高くなると思われるためです。

- ③ 「平成28年改正児童福祉法の施行に伴う情緒障害短期治療施設関係通知の取扱いについて」（平成29年3月31日 厚生労働省通知）【抜粋】

「平成28年6月3日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。）については、既にその一部が施行されているが、平成29年4月1日から全面的に施行され、「**情緒障害児短期治療施設**」は「**児童心理治療施設**」に名称を変更することとしている。

このため、既存の厚生省児童家庭局長通知その他の厚生省通知及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知その他の厚生労働省通知について、別途通知が発出されない限り、「**情緒障害児短期治療施設**」とある部分の適用については、必要な読替えを行った上で、「**児童心理治療施設**」に対して引き続き適用されるので、御了知の上、貴管内の関係者に対して周知し、その運用に遺漏のないようお願いする。」

第1編 社会的養育の推進に向けて【抜粋・要約】

2. 社会的養護の現状

(1) 施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭的養護を行う (定員5～6名)	
			10,679世帯	3,817世帯	4,973人			
	区分(里親は重複登録有り)	養育里親	8,445世帯	3,043世帯	3,824人			
		専門里親	684世帯	176世帯	215人			
		養子縁組里親	3,450世帯	233世帯	222人			
親族里親		505世帯	495世帯	712人	ホーム数	287か所		
					委託児童数	1,261人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
施設数	136か所	603か所	46か所	58か所	232か所	143か所
定員	3,877人	32,613人	2,049人	3,686人	4,779世帯	934人
現員	2,901人	27,288人	1,399人	1,395人	3,330世帯 児童5,479人	516人
職員総数	4,793人	17,137人	1,165人	1,743人	2,080人	604人

小規模グループケア	1,341か所
地域小規模児童養護施設	354か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成28年3月末現在)

※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成28年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成28年10月1日現在)

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成28年3月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

3. 社会的養護の基本理念と原理

● 家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

課題	<p>○児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。</p> <p>○しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。</p> <p>○このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。</p>
----	---

改正法による対応

- 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
- ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

	良好な家庭的環境	家庭と同様の養育環境		家庭
施設	施設(小規模型)	養子縁組(特別養子縁組を含む。)		実親による 養育
		小規模住居型 児童養育事業	里親	
児童養護施設 大舎（20人以上）、 中舎（13～19人）、 小舎（12人以下） 1歳～18歳未満 （必要な場合0歳 ～20歳未満）	地域小規模児童養護施設 (グループホーム) 本体施設の支援の下で地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う 小規模グループケア(分園型) ・地域において、小規模なグループで家庭的養護を行う ・1グループ6～8人（乳児院は4～6人）	小規模住居型 児童養育事業 (ファミリーホーム) ・養育者の住居で養育を行う 家庭養護 ・定員5～6人	里親 ・家庭における養育を里親に委託する 家庭養護 ・児童4人まで	
乳児院 乳児（0歳） 必要な場合幼児 (小学校就学前)				

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

平成28年3月末 17.5%

第4編 里親制度運営要綱

（平成14年9月5日（最終改正：平成29年3月31日） 厚生労働省）

第1 里親制度の趣旨

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものであること。

第2 里親制度の運営

- 1 里親制度は、都道府県知事（指定都市にあつては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）、児童相談所長、福祉事務所長、児童委員及び児童福祉施設の長が、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号。以下「最低基準」という。）のほか、この「里親制度運営要綱」、平成23年3月30日雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託ガイドラインについて」、平成24年3月29日雇児発0329第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添6「里親及びファミリーホーム養育指針」等により、それぞれ運営し、関与するものであること。
- 2 法第32条の規定により都道府県知事から児童を里親に委託する権限の委任を受けた児童相談所長は、必要と思われる事項につき、都道府県知事に報告すること。
- 3 児童相談所長は、福祉事務所長、児童委員、児童福祉施設の長、市区町村、学校等をはじめ、里親支援機関、里親会その他の民間団体と緊密に連絡を保ち、里親制度が円滑に実施されるように努めること。
- 4 児童福祉施設の長は、里親とパートナーとして相互に連携をとり、協働して児童の健全育成を図るよう、里親制度の積極的な運用に努めること。特に、児童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等は、児童相談所や里親支援機関等と連携し、里親への支援等に努めること。

第3 里親制度の概要

1 里親の種類

里親は、法第6条の4に定義されており、里親の種類は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親であること。

(1) 養育里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望し、かつ、省令で定める要件を満たす者のうち、都道府県知事が要保護児童を委託する者として適当と認め、養育里親名簿に登録されたものをいう。

なお、法令上、養育里親は、専門里親を含むものとして規定されているが、この要綱においては専門里親を除く養育里親を単に養育里親という。

第13編 施設運営指針・里親等養育指針

1 児童養護施設運営指針（平成24年3月29日 厚生労働省）

第I部 総論

1. 目的（省略）

2. 社会的養護の基本理念と原理（7つの施設運営指針・里親等養育指針に共通）

(1) 社会的養護の基本理念

① 子どもの最善の利益のために（抜粋）

・ 社会的養護は、**子どもの権利擁護を図るための仕組み**であり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

② すべての子どもを社会全体で育む

- ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、**公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの**である。
- ・ 子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・ 児童の権利に関する条約第20条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されており、**児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。**
- ・ 社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。

(2) 社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

① 家庭的養護と個別化

- ・ すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・ 一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。
- ・ 社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「**家庭的養護**」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「**個別化**」が必要である。

第15編 児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）

（平成27年1月 厚生労働省）【抜粋・要約】

1 調査の概要

① 調査の目的

この調査は、児童福祉法に基づいて、里親若しくは小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び乳児院に措置されている児童、母子生活支援施設を利用している母子世帯の児童並びにその保護者、児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）に入居している児童の実態を明らかにして、要保護児童の福祉増進のための基礎資料を得ることを目的とした。

② 調査の対象及び客体

全国の里親委託児童、児童養護施設の入所児童、情緒障害児短期治療施設の入所児童、児童自立支援施設の入所児童、乳児院の入所児童、母子生活支援施設の児童並びに保護者、ファミリーホーム委託児童、自立援助ホームの入居児童を対象とし、その全員を調査客体とした。

◆ 客体

里親委託児童	4,534人
児童養護施設入所児童	29,979人（内、中学3年以上の年長児童 8,412人）
情緒障害児短期治療施設入所児童	1,235人
児童自立支援施設入所児童	1,670人（内、中学3年以上の年長児童 810人）
乳児院入所児童	3,147人
母子生活支援施設入所世帯	3,725世帯 及び 当該児童6,006人
ファミリーホーム委託児童	829人
自立援助ホーム入居児童	376人

③ 調査の時期

平成25年2月1日

④ 結果の集計

結果の集計は、雇用均等・児童家庭局において行った。

⑤ 観察上の注意

この調査は、すべて全数調査であり、以下の統計数字は実数値である。

以下では、里親に委託されている児童を「里親委託児」、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び乳児院に措置されている児童をそれぞれ「養護施設児」「情緒障害児」「自立施設児」「乳児院児」、母子生活支援施設を利用している母子世帯の児童を「母子施設児」、ファミリーホームに委託されている児童を「ファミリーホーム児」、自立援助ホームに入居している児童を「援助ホーム児」という。

なお、構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

※ 結果については、前回調査の数字を比較の参考として掲載している。（前回調査日 平成20年2月1日）

なお、ファミリーホーム及び自立援助ホームについては、今回より調査している。

2 児童の現在の状況

① 児童の現在の年齢（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、母子施設児、ファミリーホーム児、援助ホーム児）

児童の平均年齢は、里親委託児が9.9歳（前回9.3歳）、養護施設児が11.2歳（前回10.6歳）、情緒障害児が12.7歳（前回12.4歳）、自立施設児が14.1歳（前回14.2歳）、乳児院児が1.2歳（前回1.2歳）、母子施設児が7.4歳（前回7.3歳）、ファミリーホーム児が11.2歳、援助ホーム児が17.5歳であった。前回調査に比べ、**里親委託児及び養護施設児の平均年齢が上昇したこと以外は大きな変化はない。**

② 児童の委託（入所）時の年齢（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、母子施設児、ファミリーホーム児、援助ホーム児）

児童の委託時または入所時の年齢は、里親委託児、養護施設児及びファミリーホーム児では**2歳**、情緒障害児及び自立施設児では**13歳**、乳児院児及び母子施設児では**0歳**、援助ホーム児では**16歳**が最も多くなっている。

また、6歳未満で委託または入所した児童は、乳児院児の全部をはじめ、里親委託児で56.1%（前回59.4%）、養護施設児で52.9%（前回53.8%）、母子施設児で59.5%（前回57.8%）、ファミリーホーム児で34.6%となっている。**12歳以上で入所した児童は、養護施設児で13.9%（前回12.0%）、情緒障害児で39.6%（前回39.9%）、自立施設児で88.7%（前回87.1%）**となっている。

◆ 委託時又は入所時の年齢別児童数

	第1位	第2位	第3位	平均年齢
里親委託児	2歳 (14.7%)	1歳 (10.5%)	0歳 (9.8%)	6.3歳
養護施設児	2歳 (21.4%)	3歳 (12.5%)	4歳 (8.7%)	6.2歳
情緒障害児	13歳 (13.4%)	12歳 (13.1%)	10歳 (12.2%) 11歳 (12.2%)	10.6歳
自立施設児	13歳 (33.8%)	14歳 (30.6%)	12歳 (13.1%)	13.1歳
乳児院児	0歳 (78.2%)	1歳 (16.8%)	2歳 (4.0%)	0.3歳
母子施設児	0歳 (13.5%)	1歳 (10.7%)	2歳 (10.1%)	5.2歳
ファミリーホーム児	2歳 (8.2%)	15歳 (7.5%)	3歳 (7.1%)	8.4歳
援助ホーム児	16歳 (36.4%)	18歳以上 (26.9%)	17歳 (21.3%)	17.0歳

③ 児童の委託（在所）期間（里親委託児、養護施設児、情緒障害児、自立施設児、乳児院児、ファミリーホーム児、援助ホーム児）

児童の委託期間または在所期間は、いずれの場合も「**1年未満**」が最も多く、養護施設児、情緒障害児、乳児院児、援助ホーム児は期間が長くなるに従い児童数が漸減している。

また平均委託（在所）期間は、里親委託児3.9年（前回3.9年）、養護施設児4.9年（前回4.6年）、情緒障害児2.1年（前回1.9年）、自立施設児1.0年（前回1.1年）、乳児院児1.2年（前回1.1年）、ファミリーホーム児2.9年、援助ホーム児0.9年となっている。

注)「ファミリーホーム児」委託期間は、ファミリーホーム制度創設以前における里親委託期間を含む。